

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月17日

奈良県公安委員会

委員長 中 村 憲 児

奈良県公安委員会規則第7号

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則

奈良県警察組織規則（昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第7条の2中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。

別表第1 県民サービス課犯罪被害者支援室の項中「第12号」を「第13号」に改める。

附 則

この規則は、平成28年11月30日から施行する。